

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

目次中「第一章 総則（第一条―第七条）」を「第一章 総則（第一条―第七条）」に、「第四十七

条」を「第四十七条の二」に改める。

第一条中「関し」の下に「、中長期的な目標及び基本方針を定めるとともに」を加え、「策定するとともに」を「策定し」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（中長期的な目標）

第二条の二 地球温暖化対策は、地球全体の地表及び大気の上昇を欧州地域において工業化が開始した年代から二度以内に抑えるため、国際社会において我が国の占める地位を踏まえ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 平成三十二年までに、我が国における一年間の温室効果ガスの排出の量を、平成二年における温室効果ガスの排出の量からこれに三十パーセントの割合を乗じて計算した量を減じた量以下とすること。

二 平成六十二年までに、我が国における一年間の温室効果ガスの排出の量を、平成二年における温室効果ガスの排出の量からこれに八十パーセントの割合を乗じて計算した量を減じた量以下とすること。

第三条第一項中「国は」の下に「、前条の目標を達成するため」を加える。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 基本方針

第七条の二 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、地球温暖化対策を行うものとする。

一 社会経済の持続可能な発展を図るため、エネルギーの利用の効率化等の対策を講ずるにとどまらず、

現在の持続不可能な社会経済のシステムの転換を図ることにより、最大限に温室効果ガスの排出を抑制することを基本とすること。

二 事業者団体との間において当該事業者団体に係る事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標その他の温室効果ガスの排出の量の削減に関する事項を定めた協定（以下「削減協定」とい

う。)を締結するために必要な措置を講ずること。

三 国内において事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者に対し、温室効果ガスの排出枠を割り当てるとともにその取引を認めた上で、その排出の量に相当する排出枠の提出を義務付ける制度(以下この条において「国内排出量取引制度」という。)を設けること。この場合において、国内排出量取引制度が現実に温室効果ガスの排出の抑制に寄与するものとなるよう、割当ての総量、割当ての方法等の適切な見直し及び投機的な取引の監視を行うこと。

四 温室効果ガスの排出の量に応じ税を賦課する制度を設けること。この場合において、削減協定を締結する事業者団体に係る事業者であつて、これを遵守するものに対しては、当該税を軽減すること。

五 再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱、水力(政令で定めるものに限る。)、バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)を熱源とする熱、太陽熱その他政令で定めるエネルギーをいう。以下同じ。)の供給量の一次エネルギーの供給量に占める割合が平成三十二年までに二十パーセントに達することを目標として、その実現を図るため、再生可能エネルギー

―を変換して得られる電気をこれに係る費用を勘案した一定の価格で電気事業者に買い取らせるための制度を設ける等の措置を講ずること。

六 削減協定及び国内排出量取引制度の適正な実施を担保するため、事業者による温室効果ガスの排出量の報告の検証を客観的かつ中立公正に行うための機関を設置すること。

2 政府は、第二条の二の目標及び京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標を達成するため、できる限り速やかに、前項第二号から第六号までに掲げる措置を講ずるものとする。

第二十一条第二項の次に五項を加える改正規定のうち第三項第一号中「太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。

第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に四条を加える改正規定中第二十条の五を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、目標となるべき温室効果ガスの排出の原単位及び温室効果ガスの排出の量を定め、これを達成するよう努めなければならない。

第二十一条を第二十条の三とし、同条の次に四条を加える改正規定のうち第二十条の六第一項中「以下

「」を「以下この条において「」に改める。

第二十一条の二の改正規定中「当該事業所」を「当該事業所に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）」に、「主務省令で定める事項（」を「主務省令で定める事項及び」に改め、「当該事項及び」を削り、「主務省令で定める事項」を当該特定排出者」を「主務省令で定める事項を主務大臣」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「次の一項」を「次の二項」に、「前項」を「第一項」に、「次項」を「第三項」に改め、第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定による報告のうち同項の政令で定める規模以上の事業所に係る事項の報告は、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該報告に係る事項に関し意見を付すことができる。

第二十一条の三の改正規定から第二十一条の十を改め、同条の次に一条を加える改正規定までを次のように改める。

第二十一条の三及び第二十一条の四を次のように改める。

第二十一条の三及び第二十一条の四 削除

第二十一条の五第一項中「前条第一項の規定により通知された」を「第二十一条の二第一項の規定により報告された」に改め、同条第二項中「のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣」を「を当該ファイル記録事項に係る特定排出者の事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）」に改め、同条第三項中「前条第四項の規定により通知された」を「第二十一条の二第一項の規定により報告された」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「事業所管大臣」の下に「及び都道府県知事」を加える。

第二十一条の八第一項中「事業所管大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「通知された」を「提供された」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に、「通知された」を「提供された」に改め、「事業所管大臣」の下に「及び都道府県知事」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十一条の十を次のように改める。

（二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供）

第二十一条の十 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その

供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第二十二條第一項中「留意しつつ」の下に、「削減協定を締結する事業者団体に係る事業者にあつては当該削減協定の内容を踏まえて」を加える。

第四十二條の次に二條を加える改正規定を削り、第四十七條の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第四十五條第一項中「事業所管大臣」を「主務大臣」に改め、「第二十一條の三第一項の請求」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四十七條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七章中第四十七條の次に次の一條を加える。

(事務の区分)

第四十七條の二 第二十一條の二第二項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則第三條を改め、同條を附則第四條とし、附則第二條の次に一條を加える改正規定中第二項を削る。

附則第一条第一号中「第八条」を「目次の改正規定（「第一章 総則（第一条―第七条）」を改める部分に限る。）、第一条の改正規定、第二条の次に一条を加える改正規定、第三条の改正規定、第一章の次に一章を加える改正規定、第八条」に改め、「限る。」の下に「、第二十二條の改正規定」を加える。

附則第二条中「から第二十一条の四まで及び第二十一条の十」を「、第二十一条の五、第二十一条の八及び第四十五条」に改める。

附則に次の二条を加える。

（地方自治法の一部改正）

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の項の次に次のように加える。

<p>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）</p>	<p>第二十一条の二第二項前段の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
--------------------------------------	--

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「、第八条及び第九条」を「及び第八条」に改める。

附則第九条を削る。